

令和元年度藤枝市新エネルギー機器等設置補助金について(概要)

【家庭用燃料電池を設置する方用】

1 交付申請受付期間

令和元年6月10日(月)～令和2年2月28日(金)

ただし、予算額(500万円※)に達した時点で受付を終了します。

※強制循環型太陽熱利用設備との総額

2 対象者(次の(1)～(5)のすべてに該当すること)

- (1) 市内の住宅(併用住宅も可)に家庭用燃料電池を設置する方(貸与は除く)
- (2) 令和元年度国補助金の交付確定を令和元年度中に受ける方
- (3) 交付申請時に未着工であること。ただし、平成31年4月1日(月)から、令和元年6月9日(日)までに着工した場合は、対象者とします。
- (4) 納付すべき市税を滞納していない方
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方(申請時の宣言でも可)

3 補助金額

国補助対象経費から国補助金額を差し引いた金額の10分の1の額で、千円未満は切捨て(上限6万円)。

4 手続き(手順)

(1) 着工前に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 国へ提出した「補助金申込・交付申請書」の写し
- ③ 市税の滞納がないことの証明(3ヶ月以内に発行された完納証明書等)
- ④ “もったいない”エコファミリー宣言

市役所納税課
で発行

(2) 市より、補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。



着工 → 工事完了 → 国補助金完了報告 → 国補助金交付確定

(3) 国補助金の補助金額確定通知が届いたら、30日以内に、次の書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 実績報告書(第5号様式)
- ② 国へ提出した「補助事業完了報告書」の写し
- ③ 国からの「補助金の額の確定通知書」の写し
- ④ 請求書(第7号様式) ← 提出日・日付・文書番号は記入しないこと
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人を示す部分)

《裏面へ続く》

(4) 市より、補助金交付確定通知書（第6号様式）を送付します。

通知書送付後3～4週間程度で振込先口座へ補助金を振り込みます。

(5) “もったいない”エコファミリー宣言をした方は、3か月以上経過後に「エコファミリーの取組み」を市へ提出してください。

※ 留意事項

- ① (1)の交付申請書及び(3)の実績報告書に不備があった場合は、受付ができませんので、速やかに訂正等をお願いします。
- ② 交付申請の補助金額の総額が予算額を超えた場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により申請受付順を決定します。
- ③ **次のいずれかの事由により、交付申請書の内容を変更又は中止した場合は、速やかに補助金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。**
 - ア 家庭用燃料電池の設置計画を変更した。（この場合、変更内容が確認できる書類を添付してください。）
 - イ 家庭用燃料電池の設置を中止した。
 - ウ 手続きの不備等により、国補助金の交付を受けられなくなった。
 - エ 実績報告書（第5号様式）の提出が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した。
- ④ **確実に円滑な補助金交付事務を遂行するため、国補助金の額の確定通知書が届き次第、速やかに手続きを行なってください。**

5 提出方法・問い合わせ先

郵送または窓口^{（※郵送で提出の場合は、確実な配送のためにも簡易書留・特定記録郵便での郵送をおすすめします。）}に直接提出

郵送先：〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階

環境政策課 新エネルギー機器等補助金担当 宛て

窓口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで

電話番号：054-643-3183 / FAX 番号：054-631-9083

ホームページ：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

（参考）国補助金に関する問い合わせ先

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター

電話番号：03-5472-1190

（平日10:00～12:00、13:00～17:00）

ホームページ：<http://www.fca-enefarm.org>